

「金融コングロマリット監督指針」の一部改正に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
<p>その他</p>	<p>金融コングロマリット監督指針は、銀行法・保険業法に定められた銀行持株会社や保険持株会社を含む「金融持株会社グループ」を対象としています。移行期間中の日本郵政株式会社は郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を保有しており、実質的には金融コングロマリットを形成することになるため、金融コングロマリット監督指針の対象となるべきですが、郵政民営化法は移行期間中の特例として、日本郵政株式会社は銀行法や保険業法の適用を一部受けない(郵政民営化法第 64 条、67 条)と定めています。</p> <p>仮に、今回の監督指針が日本郵政株式会社に適用されない場合は、民間金融機関との対等な競争条件が確保されない、即ちイコール・フットイングが達成されないことになり、郵政民営化法が掲げる「公正かつ自由な競争を促進」という基本理念とも相反します。金融改革における競争環境のイコール・フットイングあるいは同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために、ACCJ は、日本郵政株式会社を今回の監督対象とする、もしくはそれが実現できない場合は、民営化移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務拡大を一切認めないよう要請します。</p>	<p>日本郵政株式会社は、郵政民営化法施行時において、同法第 53 条及び第 54 条の規定により、銀行持株会社及び保険持株会社設立の認可を受けたものと見なされることから、同社及び郵便貯金銀行等からなるグループは、金融コングロマリット監督指針上の「金融持株会社グループ」に該当し、原則として、同指針の適用対象となります。</p> <p>ただし、監督指針の適用に当たっては、民営化法において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融持株会社である日本郵政株式会社が、子銀行である郵便貯金銀行、子保険会社である郵便保険会社に対する経営管理業務以外の業務を届出により行いうること(民営化法第 64 条、第 67 条)、</li> <li>・金融持株会社である日本郵政株式会社の子会社の範囲を制限する業法(銀行法及び保険業法)の規定が適用除外とされており、届出により制限なく子会社の設立等をなしうること(民営化法第 65 条、第 68 条)、</li> <li>・日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成 19 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの期間をいう。)中に、その全部を処分するものとされており、将来的には日本郵政株式会社は銀行持株会社及び保険持株会社ではなくなること(民営化法第 7 条)、</li> <li>・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託(特別預金及び再保険)を受けた資産(旧勘定資産)は、安全運用(国債、地方債、地方公共団体貸付け等)しなければならないとされていること(民営化法第 162 条)、</li> </ul> <p>等の特例規定が設けられていることを勘案の上、その具体的な監督態勢のあり方について、今後慎重に検討していくべきものと考えています。</p>	<p>在日米国 商工会議所 (ACCJ)</p>